

佐賀県東部工業用水道規程第1号

佐賀県東部工業用水道職員就業規程及び佐賀県東部工業用水道局の管理に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月25日

佐賀県知事 山口 祥 義

佐賀県東部工業用水道職員就業規程及び佐賀県東部工業用水道局の管理に関する規程の一部を改正する規程
(佐賀県東部工業用水道職員就業規程の一部改正)

第1条 佐賀県東部工業用水道職員就業規程（昭和43年佐賀県東部工業用水道規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(育児休暇) 第10条の3 略	(育児休暇) 第10条の3 略 <u>(子育て部分休暇)</u>
(特別休暇) 第11条 職員が次の各号のいずれかに該当した場合は、それぞれ当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。 (1)～(5) 略 (6) 養育する中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において「子」という。）の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった子の世話をを行うこと又は子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。）を行う場合は、一の年において5日（子が2人以上の場合にあっては、10日）を超	第10条の4 職員（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）が小学校（第1学年に限る。）に就学している子を養育するため1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合は、当該職員の請求により、 <u>子育て部分休暇を与えることができる。</u> <u>2 子育て部分休暇の時間は、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。</u> (特別休暇) 第11条 職員が次の各号のいずれかに該当した場合は、それぞれ当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。 (1)～(5) 略 (6) 養育する中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において「子」という。）の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかった子の世話をを行うこと、 <u>子に予防接種若しくは健康診断を受けさせること、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ず</u>

改正前	改正後
<p>えない範囲内でその都度必要と認める期間</p> <p>(7)～(11) 略</p>	<p><u>るものとして職員の勤務時間、休暇等に関する条例第22条第6号の規定に基づき人事委員会が規則で定める事由に伴う子の世話をを行うこと又は子の教育若しくは保育に係る行事のうち人事委員会が規則で定めるものへの参加をすることをいう。</u>)を行う場合は、一の年において5日（子が2人以上の場合にあっては、10日）を超えない範囲内でその都度必要と認める期間</p> <p>(7)～(11) 略</p>

(佐賀県東部工業用水道局の管理に関する規程の一部改正)

第2条 佐賀県東部工業用水道局の管理に関する規程（昭和48年佐賀県東部工業用水道規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表（第5条、第6条関係）			別表（第5条、第6条関係）		
<p>知事の決裁を受け るべき事務 1～12 略</p>	<p>局長専決事務 1～19 略</p>	<p>所長専決事務 1～4 略 5 職員の欠勤並びに慶弔休暇、年次休暇、夏期休暇、生理休暇、産前産後通院休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、育児休暇、公務災害休暇、結核性疾患休暇、産前休暇及び産後休</p>	<p>知事の決裁を受け るべき事務 1～12 略</p>	<p>局長専決事務 1～19 略</p>	<p>所長専決事務 1～4 略 5 職員の欠勤並びに慶弔休暇、年次休暇、夏期休暇、生理休暇、産前産後通院休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、<u>配偶者出産時育児休暇</u>、<u>育児休暇</u>、<u>子育て部分休暇</u>、公務災害休</p>

改正前			改正後		
		暇並びに介護休暇及び介護部分休暇の願の処理に関すること。 6～33 略			暇、結核性疾患休暇、産前休暇及び産後休暇並びに介護休暇及び介護部分休暇の願の処理に関すること。 6～33 略

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。